

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会

していきょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ
指定共同生活援助事業所

いつきホームズ

していきようどうせいかつえんじょじぎようしよ
指定 共同生活援助事業所

じゅうようじこうせつめいしよ
いつきホームズ 重要事項説明書

1. サービスを提供する事業所

めいしやう 名 称	しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
しよざいち 所在地	えひめけんまつやましふくずみちやうこう 愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地
でんわ ふあつくす 電話／FAX	でんわ 電話 0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 5 ふあつくす FAX 0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 6
だいひやうしやしめい 代表者氏名	りじちやう やまさき たかし 理事長 山崎 隆
ほうじん せつりつねんがっぴ 法人の設立年月日	しやうわ ねん がつ にち 昭和 4 7 年 5 月 3 1 日

2. 利用事業所

じぎようしよ しゆるい 事業所の種類	きやうどうせいかつえんじょじぎよう 共同生活援助事業
していねんがっぴ 指定年月日	へいせい ねん がつ にち 平成 2 4 年 4 月 1 日
じぎようしよばんごう 事業所番号	えひめ だい 愛媛 第 3 8 2 0 1 0 2 1 6 2 号
じぎようしよ めいしやう 事業所の名 称	していきようどうせいかつえんじょじぎようしよ 指定 共同生活援助事業所 いつきホームズ
しゆ たいしやうしや 主たる対象者	ちてきしやうがいしや さいみまん のぞ 知的障害者（18歳未満を除く）
じぎようしよ しよざいち 事業所の所在地と れんらくさき 連絡先	えひめけんまつやましふくずみちやうこう 愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地 でんわ 電話 0 8 9 - 9 7 8 - 1 1 6 6 ふあつくす FAX 0 8 9 - 9 7 8 - 1 4 1 1
かんりしや 管理者	やすたか やすし 安高 泰志
サービス管理責任者	ふくとみ ともき かわくぼ てつや 福富 智樹 河窪 哲也
えいぎやう び 営 業 日	にち 3 6 5 日
えいぎやうじかん 営 業 時間	げつやうび きんやうび にっちやう じかんだい のぞ じかん 月曜日から金曜日までの日 中の時間帯を除く 2 4 時間。ただし、祝 日・ きゆうじつ にっちやう じかんだい のぞ 休 日 の日 中の時間帯を除くこともある。
えいぎやう び 営 業 日・サービス提供時間	じかん 2 4 時間
じぎようしよ もくてき 事業所の目的	きやうどうせいかつえんじょじぎよう 共同生活援助事業 じぎようしよ てきせい うんえい かくほ ため ひつやう じんいんおよ うんえいかんり かん 事業所の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する じこう さだめ きやうどうせいかつえんじょじぎようしよ えんかつ うんえいかんり はか 事項を定め、共同生活援助事業所の円滑な運営管理を図るとともに、 りやうしや いし およ じんかく そんちやう つね とうがい りやうしや たちば た 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った てきせつ きやうどうせいかつえんじょ じぎよう かくほ 適切な共同生活援助サービスの提供を確保することを目的とする。
うんえい ほうしん 運営の方針	りやうしや いこう しゆこう しやうがいとくせい た じぎよう ふ けいかく さくせい 利用者の意向、趣向、障害特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、 これに基づき利用者に対して 共同生活援助事業サービスを提供すると ともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者 に対して適切かつ効果的に 共同生活援助事業サービスを提供するもの とする。
だいさんしやひやうか じっしじやうきやう 第三者評価の実施 状 況	じっし う む あり 実施の有無 じっしねんがっぴ れいわ ねん がつ にち 実施年月日：令和 6 年 1 2 月 2 4 日・2 5 日 ひやうかきかん めいしやう しゃかいふくしほうじん えひめけんしゃかいふくしきやうぎかい 評価機関の名称：社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会 けつか かいじじやうきやう ほうじん 結果の開示 状 況：法人ホームページ (https://www.hukuzumikai.com)

3. いつきホームズの概要

(1) 各ホームの概要

※別紙参照

(2) 従業員の体制

職 種	員 数
管理者	1人（常勤）
サービス管理責任者	2人以上
生活支援員	13人以上 （うち1人以上は常勤）
世話人	6人以上

4. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	8：30～17：30
サービス管理責任者 生活支援員 世話人	通常 8：30～17：30 宿直 21：00～翌6：30
	早出1 6：30～15：30 夜勤 15：00～翌10：00
	早出2 7：00～16：00
	遅出1 12：00～21：00 遅出2 10：00～19：00
	遅出3 12：30～21：30
	当日6：30～9：30と16：00～21：00の計8時間

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

《提供するサービスについて》

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 訓練等給付費等から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔(1) 以外のサービス〕

①訓練等給付費対象サービス

種 類	内 容
相談及び支援	・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 ＜相談窓口＞ サービス管理責任者・福富 智樹
入浴	・原則的に毎日行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭になる場合があります。 ※設備の点検・修繕等により、入浴できない場合があります。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	・必要に応じて介助、確認を行います。

せいよう 整容	・個性を尊重しながら適切に支援を行います。
いどう 移動	・利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
にっちゅうかつどう しえん 日中活動の支援	- 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 - 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援します。
よ かの しえん 余暇の支援	・余暇支援を行うほか、各種イベントを計画します。
けんこうかんり 健康管理	- 常時、従業者により疾病予防、健康管理に努めます。 - 従業者が利用者の服薬を管理します。与薬マニュアルに基づき、誤りのないよう万全を期します。 - 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。（付き添い料が掛かる場合があります） - バックアップ施設（障害者支援施設いつきの里）の看護師との連携を図り、健康管理に努めます。 - 訪問看護ステーションとの委託契約により、日常の健康管理や24時間の連絡体制確保、重度化した場合の対応等に対する健康管理体制の充実を図ります。 「重度化した場合における対応に関する指針」については、別紙参照

②訓練等給付費対象外サービス

種 類	内 容
しょくじ 食事	- 利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 《食事時間》 - 平日 - 朝食（7：00～8：00） 昼食（利用事業にて） - 夕食（18：00～19：00） - 休日 - 朝食（7：00～8：00） 昼食（12：00～13：00） - 夕食（18：00～19：00） ※食事時間はあくまで目安です。
とくべつ しょくじ 特別な食事	・利用者の希望により特別な食事を提供することもできます。（要相談）
かくしゅ つきそ とう 各種付き添い等	・利用者の希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
よ かの しえん 余暇の支援	・利用者の希望に応じて実施します。潤いのある質の高い生活を送る事ができるように支援します。
あず ぎんとうかんり 預かり金等管理	利用者の希望により、預かり金等管理サービスをご利用いただけます。 「預かり金管理規定」については別紙参照。
にっちゅうかつどう しえん 日中活動支援	・日中活動先との調整等を支援します。
た にちじょう せいかつじょう ひつよう その他日常生活上必要 となる支援	利用者の希望により実施します。 （健康診断・歯科検診・予防接種・理美容・クリーニング・粗大ごみ処分等）

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

＜サービス利用料金＞

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

（１）訓練等給付費サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

① -1 訓練等給付費対象サービス利用料金（7名までのホーム）

Aご利用者の障害支援区分	区分4	区分5	区分6
B報酬単価（単位：1単位10円）	471単位	552単位	667単位
Cサービス利用料金（日額）	4,710円	5,520円	6,670円
Dうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4,239円	4,968円	6,003円
Eサービス利用に係る自己負担額（C-D）	471円	552円	667円

※令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

【大規模住居減算】

各ホームの定員8人以上の場合、訓練等給付費対象サービス利用料金報酬単価が下記のように減算になります。

1 居住の定員が8人以上20人以内	所定単価数 × 95/100
-------------------	----------------

① -2 訓練等給付費対象サービス利用料金（8名以上 20名までのホーム）

Aご利用者の障害支援区分	区分4	区分5	区分6
B報酬単価（単位：1単位10円）	447単位	524単位	634単位
Cサービス利用料金（日額）	4,470円	5,240円	6,340円
Dうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4,023円	4,716円	5,706円
Eサービス利用に係る自己負担額（C-D）	447円	524円	634円

②特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごと利用料金が必要になります。

【夜間支援等体制加算（Ⅰ）】夜勤を伴う夜間支援従事者を配置している場合

（１）夜間支援対象利用者７人（区分４以上）

A 報酬単価（単位：１単位１０円）	１９２単位
B サービス利用料金（日額）	１，９２０円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	１，７２８円
D サービス利用に係る自己負担額（Ｂ－Ｃ）	１９２円

（２）夜間支援対象利用者１０人（区分４以上）

A 報酬単価（単位：１単位１０円）	１３５単位
B サービス利用料金（日額）	１，３５０円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	１，２１５円
D サービス利用に係る自己負担額（Ｂ－Ｃ）	１３５円

【夜間支援等体制加算（Ⅱ）】宿直を伴う夜間支援従事者を配置している場合

（１）夜間支援対象利用者４人以下

A 報酬単価（単位：１単位１０円）	１１２単位
B サービス利用料金（日額）	１，１２０円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	１，００８円
D サービス利用に係る自己負担額（Ｂ－Ｃ）	１１２円

（２）夜間支援対象利用者７人

A 報酬単価（単位：１単位１０円）	６４単位
B サービス利用料金（日額）	６４０円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	５７６円
D サービス利用に係る自己負担額（Ｂ－Ｃ）	６４円

（３）夜間支援対象利用者１０人

A 報酬単価（単位：１単位１０円）	４５単位
B サービス利用料金（日額）	４５０円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	４０５円
D サービス利用に係る自己負担額（Ｂ－Ｃ）	４５円

【夜間支援等体制加算（Ⅲ）】常時の連絡体制・防災体制を確保している場合

１．サービス利用料金（単位）／日	１００円（１０単位）
２．うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	９０円
３．自己負担額（１－２）	１０円

【福祉専門職員配置等加算Ⅲ】

１．サービス利用料金（単位）／日	４０円（４単位）
２．うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	３６円
３．自己負担額（１－２）	４円

【日中支援加算Ⅰ】

１．サービス利用料金（単位）／日	支援対象者１人の場合	支援対象者２人以上の場合
------------------	------------	--------------

	5,390円 (539単位)	2,700円 (270単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4,851円	2,430円
3. 自己負担額 (1-2)	539円	270円

【日中支援加算Ⅱ】

ご利用者の障害支援区分	区分4以上	
	支援対象者1人	支援対象者2人以上
1. サービス利用料金 (単位) / 日	5,390円 (539単位)	2,700円 (270単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4,851円	2,340円
3. 自己負担額 (1-2)	539円	26円

【入院時支援特別加算】 (月1回を限度)

ご利用者の障害支援区分	入院期間が3日以上7日未満	入院期間が7日以上
1. サービス利用料金 (単位) / 月	5,610円 (561単位)	11,220円 (1,122単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	5,049円	10,098円
3. 自己負担額 (1-2)	561円	1,122円

【長期入院時支援特別加算】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	1,220円 (122単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,098円
3. 自己負担額 (1-2)	122円

【帰宅時支援加算】 (月1回を限度)

ご利用者の障害支援区分	外泊期間が3日以上7日未満	外泊期間が7日以上
1. サービス利用料金 (単位) / 月	1,870円 (187単位)	3,740円 (374単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,683円	3,366円
3. 自己負担額 (1-2)	187円	374円

【長期帰宅時支援加算】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	400円 (40単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	360円
3. 自己負担額 (1-2)	40円

【重度障害者支援加算 (Ⅰ)】 加算対象者のみ

1. サービス利用料金 (単位) / 日	3,600円 (360単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	3,240円
3. 自己負担額 (1-2)	360円

【重度障害者支援加算 (Ⅱ)】 加算対象者のみ

1. サービス利用料金 (単位) / 日	1,800円 (180単位)
----------------------	----------------

2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1, 620円
3. 自己負担額（1－2）	180円

【医療連携体制加算Ⅴ】

1. サービス利用料金（単位）／日	390円（39単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	351円
3. 自己負担額（1－2）	39円

【福祉・介護職員処遇改善加算】

1. サービス利用料金（単位）／月	1月+所定単位×86/1,000
-------------------	------------------

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算】

1. サービス利用料金（単位）／月	1月+所定単位×19/1,000
-------------------	------------------

【福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算】

1. サービス利用料金（単位）／月	1月+所定単位×26/1,000
-------------------	------------------

※1か月の基本報酬 及び各加算を算定した単位数の合計にかける（四捨五入）

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）訓練等給付費対象外サービスの料金

訓練等給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

以下については、料金（実費等）をいただきます。

③訓練等給付対象外サービス利用料金

項 目	料 金
食費	朝食 266円 夕食 380円
（配食サービス）	※夕食に炒飯や炊き込みご飯が出る場合は400円になります。
食材料費（調味料・お米代等）	月額 1, 500円
特別な食事	実費
家賃	月額18, 000円
日用品費（トイレットペーパー、洗濯洗剤、食器用洗剤、掃除用洗剤、ハンドソープ等）	月額 1, 100円
光熱水費（水道・電気・ガス・灯油 等）	※別紙参照
共益費（愛媛CATV・浄化槽保守点検・町内会費他）	
電話代	実費
特別な病院受診等に係る諸費用	参加費・交通費
（各種特別な付き添い等を含む）	付添費
	30分
預かり金等管理サービス	無料

故意破損弁償代	実費	各種保険加入者は補償範囲を超えた場合
コピー費用	1枚	白黒10円 カラー30円
各証明書の発行	1部	100円
その他日常生活上必要となる諸費用 (理美容・クリーニング・予防接種・粗大ごみ処分等)	実費	

- ※1. 食事をキャンセルする場合は、当日の11時迄に事業所へご連絡下さい。
お申し出のない場合、当日の夕食代（380円：夕食に炒飯や炊き込みご飯が出る場合は400円）と翌日の朝食代（266円）をいただく場合があります。
- ※2. 訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※3. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費の単価につきましては、利用者1名につき引率者1名で引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- ※4. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費における（時間内）とは、8：30～17：30までとなります。それ以外の時間につきましては、（時間外）の費用が適用されます。
- ※5. 各ホームの退去にあたっては、部屋の清掃費用や修繕費用等、実費分を徴収させていただきます。
- ※6. その他、社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
- ※7. 各ホームの建物・付属設備等の修繕・保守点検等の負担については、別紙のとおり、各自で修繕等のご負担をいただきます。
- ※8. 家賃・光熱水費・共益費・食材利用費・日用品費については、その月の利用日数にかかわらず定額の請求とさせていただきます。

《利用者負担の軽減について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

1カ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要

別表 1		
区分	世帯の収入状況	1カ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般1	市町村民税課税世帯（20歳未満）	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

ありません。

（３）利用料金・費用のお支払い方法

前記《サービス利用料金》（１）（２）の料金・費用は、1カ月ごとに計算しご請求します。利用者負担金は、当月末日精算の翌々月１０日払いです。（金融機関が休みの場合は翌営業日）

支払方法

- ・ご指定の口座からの自動引き落としをお願い致します。
- ・現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。
- ・領収書を希望される場合は発行致しますのでお申し出下さい。

6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応します。
防火管理責任者	石岡 篤
避難訓練	消防法に定められた年２回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	消火器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯

7. 個人情報の保護について

施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。

担当者	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	安高 泰志	松山市福角町甲1829番地	089-978-1166

- ・従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報については、在職中及び退職後においても他に漏らしません。
- ・利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に関し心身等の情報を提供できるものとする。
- ・利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて同意を得ることとする。
- ・利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者及びご家族に関する情報を提供する場合には、予め文書にて同意を得るものとする。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
 - (2) サービス提供の具体的な内容
 - (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町への通知事項
 - (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
 - (5) 利用者からの苦情の内容
 - (6) 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、9：00～17：00(平日)です。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情申立先

●事業所内の受付窓口				
担当者	職人・役職人	氏 人	住 所	電話番号
解決責任者	施設長	安高泰志	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町 甲1829番地	089-978-1166 y-yasutaka@hukuzumikai.com
受付担当者	支援課長	福富智樹		089-978-1166 t-fukutomi@hukuzumikai.com
第三者委員	ふくずみかいかんじ 福角会監事	かわなかくにかず 川中国和	まつやましほうじようつじ 松山市北条辻637-11	089-993-3104
	ふくずみかいひようぎいん 福角会評議員 選任・解任委員	よろずきしお 萬喜志男	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町 甲633-1	089-979-0805
※意見箱を設置しておきますのでご利用ください。				
●行政等の受付機関				
機 関 人	住 所		電話番号	
愛媛県	保健福祉部 障がい福祉課	まつやましいちばんちよう 松山市一番町 4-4-2	089-912-2420	
まつやまし 松山市	保健福祉部 障がい福祉課	まつやましにばんちよう 松山市二番町 4-7-2	089-948-6719	
愛媛県社会福祉協議会	運営適正化委員会	まつやましもちだちよう 松山市持田町3-8-15	089-998-3477	

10. 緊急時等の対応（事故対応含む）について

- (1) サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を行い、管理者に報告します。
- (2) 協力医療機関等へ連絡等が困難な場合は、他の医療機関への連絡を行う等の必要な処置を行います。
- (3) サービス提供により事故が発生した場合は、直ちに関係市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (4) サービス提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとします。

1 1. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79条）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者の設置

担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	支援課長	福富智樹	松山市福角町甲1829番地	089-978-1166 t-fukutomi@hukuzumikai.com

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）苦情解決体制を整備しています。

（4）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（5）虐待防止に関する委員会は人権委員会等をこれにあてて。

【行政関係の虐待受付窓口】

愛媛県 障がい者権利擁護センター	所在地 松山市一番町4丁目4-2 電話番号 089-933-1577
松山市保健福祉部 障がい福祉課 (松山市 障がい者虐待防止センター)	所在地 松山市二番町4丁目7-2 電話番号 089-948-6849

1 2. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、他害自傷等のそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明し同意を得たときのみ、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- （1）切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- （2）非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- （3）一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3. 衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の

予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施します。

14. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するた業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 協力医療機関

利用者が、専門医師等の診断・治療を受けることになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

・ 協力医療機関			
医療機関名	科 名	所 在 地	電話番号
堀江病院	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783
矢野内科	内 科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
川谷整形外科	整形外科	松山市常竹甲379-1	089-994-7800
岡本外科整形外科	外科・整形外科	松山市高木町255-1	089-978-2282
まこと歯科クリニック	歯 科	松山市福角町甲538番地10	089-978-7677
光洋台デンタルクリニック	歯 科	松山市小川甲200-1	089-994-3777
さなだ眼科	眼 科	松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
よしおか眼科	眼 科	松山市内宮町 5129	089 - 978 - 3888
うめおか神経クリニック	てん かん外来	松山市二番町3丁目8-21	089-913-0133
はしもと脳神経外科	脳神経外科	松山市馬木町2230- 1	089-989-5959
山中内科・消化器内科クリニック	内科・消化器 内科	松山市内宮町558-1	089-978-7611
・ 受診医療機関			
医療機関名	科 名	所 在 地	電話番号
愛媛県立中央病院		松山市春日町83番地	089-947-1111
松山赤十字病院		松山市文京町1番地	089-924-1111
十亀皮膚科	皮膚科	松山市道後町1-6-30	089-943-5067
岡本耳鼻咽喉科	耳鼻科	松山市山越2-1-30	089-926-3349
城北耳鼻咽喉科	耳鼻科	松山市木屋町3丁目 11- 4	089-924-6670
別所眼科	眼 科	松山市山越5-14-14	089-923-6789
愛媛県口腔保健センター	歯 科	松山市柳井町2丁目6-2	089-932-5047
河田外科・脳神経外科	外科・脳神経 外科	松山市六軒家町3の 19	089-924-1590
衣山クリニック	泌尿器科	松山市衣山 2-25	089-922-7088

おくじまびょういん 奥島病院	ふじんか ないか ひにょうきか 婦人科・内科・泌尿器科	まつやましどうごまち ちやうめ ばん ごう 松山市道後町2丁目2番1号	089-925-2500
はらじゅんかんきかないか 原循環器科内科クリニック	じゅんかんきか ないか 循環器科・内科	まつやましわいだに ちやうめ 松山市祝谷2丁目12-32	089-917-7755
ないしきやうないか いちかわ内視鏡内科クリニック	ないか しょうかきか 内科・消化器科	まつやましえだまつ ちやうめ 松山市枝松5丁目6-10	089 - 915 - 7677
* 利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。			

16. いつきホームズを利用の際に留意していただく事項

いつきホームズを利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

らいほう めんかい 来訪・面会	げんそく しゅうしん きしやう じかん いがい ねが なお かぞく いがい 原則として、就寝から起床までの時間以外でお願いします。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
がいしゅつ がいはく 外出・外泊	いつでもできます。支援員・世話人又は事務所等にご連絡下さい。
いりやうきかん じゅしん 医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された際に、受診が継続的になる場合や受診先が遠方である場合等は、ご家族に協力を依頼することもあります。
せつび きぐ りやう 設備・器具の利用	設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償して頂くことがあります。
きつ えん 喫煙	希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させて頂く場合があります。
いん しゅ 飲酒	希望により、お酒を楽しむこともできます。ただし、過飲等で他の利用者にめいわくとなる場合や健康上の理由で制限させて頂くことがあります。
きちやうひん かんり 貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金サービス（有料）のご利用となります。
しゅうきやう せいじ えいりかつどう 宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
どうぶつしいく 動物飼育	動物の飼育はできませんが、金魚等についてはご相談ください。
きけんぶつとう 危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

べっし
(別紙)

「^{じゅうどか}重度化^{ばあい}した場合^{たいおう}における^{かん}対応^{ししん}に関する^{しん}指針^{しん}」

1. ^{きゅうせい}急性期^{いし}における^{いりようきかん}医師や^{れんけいたいせい}医療機関との^{れんけい}連携体制

(1) ^{いづき}いつき^{ほーむず}ホームズの^{にゅうきよしや}入居者^{たいちよう}に、^{きゆうへん}体調^{はつせい}の急変^{ばあい}などが発生^{きようりよくいりようきかん}した場合には、^{ほりえ}協力^{いりようきかん}医療機関^{ほりえ}（^{ほりえ}堀江^{びやういん}病院・^{やの}矢野^{ないか}内科・^{やまとせいけいげ}山本^か整形外科・^{しか}まこと^{たいおう}歯科^{すみ}クリニック）の^{たいおう}対応により、^{すみ}速やか^{てきせつ}に適切な^{しよち}処置^{しよち}をおこないます。

(2) ^{にゅうきよしや}入居者^{たいちよう}が^{きゆうへん}体調^{にゅういん}の急変^{ともな}などにより、^{いりようしよち}入院^{おこな}を伴^{ひつよう}う医療^{じようたい}処置^{おこな}を行うことが必要^{ひつよう}とされる^{じようたい}状態^{じようたい}になった^{とき}時には、^{すみ}速やか^{かぞく}にご家族^な等^{れんらく}に連絡^{いこう}し、^{うかが}ご意向^{きようりよくいりようきかん}を伺^{いし}ったうえ、^か協力^{いりようきかん}医療機関^{いし}の医師^{かのう}により可能^{はんたん}と判断^{ばあい}された^{はんたん}場合^{おこな}において、^{きよじゆう}いつき^{じようたい}ホームズ^{きようりよくいりようきかん}に居住^{いし}した^{いし}状態^{しし}で^{おこな}協力^{いりようしよち}医療^{おこな}機関^{おこな}の医師^{おこな}、またはその^{しし}指示^{おこな}による^{おこな}看護師^{おこな}により、^{おこな}医療^{おこな}処置^{おこな}を行います。

ただし、^{きようりよくいりようきかん}協力^{いし}医療^{きよじゆう}機関^{じようたい}の医師^{かんご}により^{かいご}いつき^{ごんなん}ホームズ^{はんたん}に居住^{はんたん}した^{はんたん}状態^{はんたん}での^{はんたん}看護^{はんたん}、介護^{はんたん}が^{はんたん}困難^{はんたん}と判断^{はんたん}された^{はんたん}場合^{はんたん}、または、^{はんたん}入居者^{はんたん}、^{はんたん}家族^{はんたん}等^{はんたん}が^{はんたん}医療^{はんたん}機関^{はんたん}への^{はんたん}入院^{はんたん}を希望^{はんたん}する^{はんたん}場合には、「^{はんたん}堀江^{はんたん}病院・^{はんたん}矢野^{はんたん}内科・^{はんたん}山本^{はんたん}整形外科」または^{はんたん}入居者^{はんたん}、^{はんたん}代理人^{はんたん}の^{はんたん}希望^{はんたん}する^{はんたん}医療^{はんたん}機関^{はんたん}への^{はんたん}入院^{はんたん}を調整^{はんたん}いたします。

(3) ^{いりようれんけいたいせい}医療^{せいび}連携^{かん}体制^{ほうしゆう}の整備^{かさん}に関する^{かさん}報酬^{かさん}の加算^{かさん}

^{くぶん}区分^{ほうしゆう}・報酬^{しょうがいしえん} 障害^{くぶん}支援^{たんい}区分^{にち} 1～6 39 単位^{にち}／日

2. ^{にゅういんきかんちゆう}入院^{きよじゆうひ}期間^{しよくひなど}中^とにおける^{あつか}グループ^{にゅういんきかんちゆう}ホーム^{しよくひ}の居住^{しよくひ}費^{しよくひ}および^{しよくひ}食費^{しよくひ}等の^{しよくひ}取り扱い^{しよくひ}入院^{しよくひ}期間^{しよくひ}中^{しよくひ}の^{しよくひ}食費^{しよくひ}は^{しよくひ}欠食^{しよくひ}とし、^{しよくひ}提供^{しよくひ}分の^{しよくひ}請求^{しよくひ}といたします。

ただし、^{やちん}家賃^{きようえきひ}・^{こうねつすいひ}共益^{しよくざいりようひ}費^{にちようひんひ}・^{ていがく}光熱^{せいきゆう}水^{せいきゆう}費^{せいきゆう}・^{せいきゆう}食料^{せいきゆう}費^{せいきゆう}・^{せいきゆう}日用品^{せいきゆう}費^{せいきゆう}は^{せいきゆう}定額^{せいきゆう}での^{せいきゆう}請求^{せいきゆう}といたします。

(1)	家賃	定額の請求
	共益費	定額の請求【別紙参照】
(2)	光熱水費	定額の請求【別紙参照】
	食材料費	定額の請求
	日用品費	定額の請求
(3)	食費	提供分の請求

令和 年 月 日

指定共同生活援助事業に関するサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 共同生活援助事業所 いつきホームズ

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定共同生活援助事業に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

立会人 (住所)

(氏名) 印

(利用者との関係)

【つばき・もくれんホーム】

■ホームの概要

名 称	構 造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニン グ	浴室 脱衣場	トイレ	介助トイ レ	居 室 (室数)	世話人室
つばき もくれん ホーム	木造平屋	578.08 m ²	284.96 m ²	28.88 m ²	36.10 m ²	13.537 m ²	—	10.83 m ² (10室)	9.02 m ²
					36.10 m ²	18.054 m ²			8.12 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気・灯油)	11, 200円
共益費 (愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	820円

■非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	漏電火災警報器 消火器 誘導灯 消防機関へ通報する火災報知設備 自動火災報知設備 スプリンクラー設備

【ことりホーム】

■ホームの概要

名 称	構 造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニン グ	浴室 脱衣場	トイレ	介助トイ レ	居 室 (室数)	夜勤室
ことり ホーム	木造平屋	584.0 m ²	208.92 m ²	29.02 m ²	11.8 m ²	2.87 m ²	5.31 m ²	10.83 m ² (7室)	12.19 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気)	9,300円 ^{えん}
共益費(愛媛CATV、浄化槽保守点検・浄化槽清掃・町内会費)	1,530円 ^{えん}

■非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備

【つばめホーム】

■ホームの概要

名 称	構 造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニン グ	浴室 脱衣場	トイレ	介助トイ レ	居 室 (室数)	夜勤室
つばめ ホーム	木造平屋	948.0 m ²	305.04 m ²	29.26 m ²	13.09 m ²	2.71 m ²	5.65 m ²	10.83 m ² (10室)	10.83 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気)	10,400円
共益費 (浄化槽保守点検・浄化槽清掃・浄化槽放流料・町内会費)	690円

■非常災害時の対策

非常時の 対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備

【あかりホーム】

■ホームの概要

名 称	構 造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニン グ	浴室 脱衣場	トイレ	介助トイ レ	居 室 (室数)	世話人室
あかり ホーム	木造平屋	628.85 m ²	132.66 m ²	19.7 m ²	6.95 m ²	4.43 m ²	—	12.63 m ² (4室)	16.24 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気・灯油)	10,700円
共益費 (愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	1,170円

■非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 スプリンクラー設備

【さくらホーム】

■ホームの概要

名 称	構 造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニン グ	浴室 脱衣場	トイレ	介助トイ レ	居 室 (室数)	世話人室
さくら ホーム	木造平屋	577.70 ㎡	216.60 ㎡	27.07 ㎡	15.28 ㎡	2.71 ㎡	3.61 ㎡	10.83 ㎡ (7室)	10.83 ㎡

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気・ガス)	14, 100円
共益費 (愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	1, 197円

■非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備

《いつきホームズ修繕費用負担表》

項 目				費用負担者
建物 外ま わり	屋根	葺替え		事業所
	屋上防水	やり替え		事業所
	外壁	補修・	先浄	事業所
	外部鉄部・吹付け部	修繕・塗装		事業所
	雨樋	修繕・交換		事業所
	外構・フェンス等	修繕		事業所
建物 内	天井	躯体の修繕・改装		事業所
		内装の修繕		利用者
	床	躯体の修繕・改装		事業所
		内装の修繕		利用者
	壁	躯体の修繕・改装		事業所
		内装の修繕		利用者
建具	鋼製建具(玄関ドア・窓サッシ等)	修繕・交換		事業所
	木製建具(居室ドア・その他屋内ドア一畳等)	修繕・交換		利用者
その他	建物内部(手摺等)	修繕・交換		利用者
	入退室時の居室クリーニング			利用者
設備 関係	消防設備・消火器・スプリンクラー	修理・交換		事業所
	給水管	錆止め・修理・交換		事業所
	排水管(排水溝・排水枳含)	洗浄・修理・交換		事業所
	給湯器	修理・交換		事業所
	電気配線・プレート類	修理・交換		事業所
	エアコン・空調設備	交換		事業所
	エアコン・空調設備	修理		利用者
	換気扇	修理・交換		利用者
	照明器具(本体)	修理・交換		利用者
	その他電気設備	修理・交換		利用者
	システムキッチン・浴室設備一洗面台・その他水道器具	修理・交換		利用者
	その他衛生設備(便器・防水パン等)	修理・交換		利用者
	収納設備(下足入れ・郵便受け等)	修理・交換		利用者
	消耗品(電球・電灯・パッキン・鎖・その他部品)	修理・交換		利用者

《管理等》

項 目				費用負担者
自主 保守	建物本体	簡易点検		事業所
	消防設備・消火器	簡易点検		事業所
	排水管(排水溝・排水枳含)	簡易点検		事業所
	受変電設備	簡易点検		事業所
	外構・フェンス等	簡易点検		事業所
法定 保守	消防設備・消火器	法定点検		事業所
	スプリンクラー	法定点検		事業所
清掃	屋外	日常清掃		事業所
	建物内部	日常清掃		事業所
その他	植栽	状態点検・剪定・消毒等		事業所
	除草	雑草の状態点検・除草・除草剤散布等		事業所